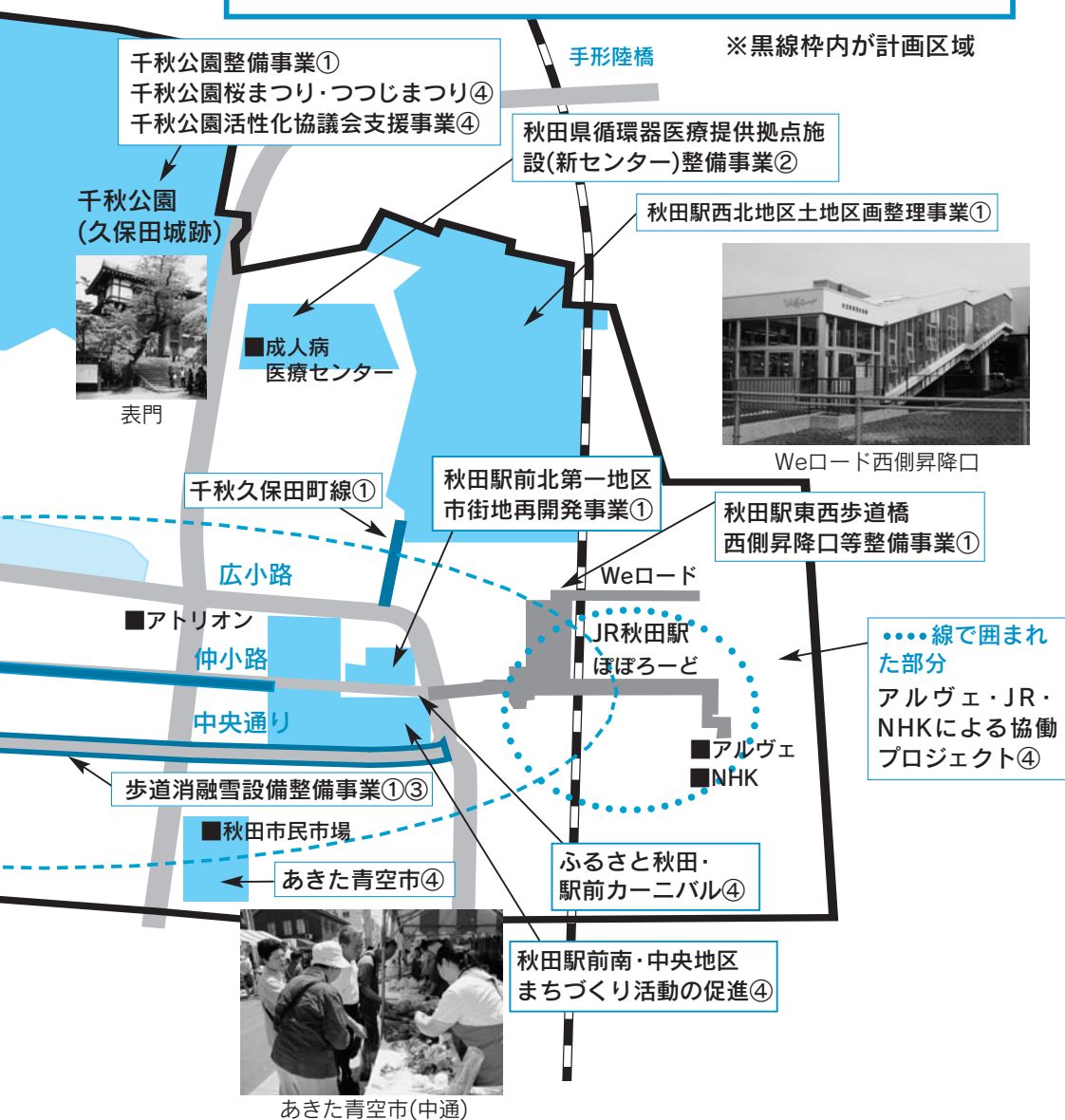


中心市街地活性化基本計画の概要

賑わいある街をめざして！

中心市街地活性化基本計画区域と個別事業



賑わいある街づくりの計画「秋田市中心市街地活性化基本計画」が7月9日、内閣総理大臣に認定されました。

この計画では、秋田駅西口から千秋公園を含んだ通町までの約119軒の区域を「中心市街地」に設定し(上図の黒線枠内)、「千秋公園(久保田城跡)と連携した城下町ルネッサンス(中心市街地再生)」を基本コンセプトに40の個別事業で構成されています。計画期間は平成20年7月から平成25年3月までの約5年間。この期間に、以下の3つの基本方針とそれに対応した3つの目標に基づき、訪れる人の増加、住む人の増加、商店街の活力の向上などの目標値を達成できるように、個別事業に取り組み、中心市街地の再生をめざします。

基本方針

買い物、イベントなどでリピーターの多い街づくり

住みやすく、住み続けたいと思える街づくり

商業活動に活気ある街づくり

目標と目標値(H19→H24)

訪れる人による賑わいづくり
歩行者・自転車通行量(休日)
▶31,157人→42,000人(約1.3倍)

住む人による賑わいづくり
定住人口▶3,381人→3,600人(約1.1倍)

商店街の活力による賑わいづくり
小売業年間商品販売額
▶522.4億円→610億円(約1.2倍)
空き店舗数▶25店→7店(18店減)

市勢活性化推進本部
☎(8666)2028

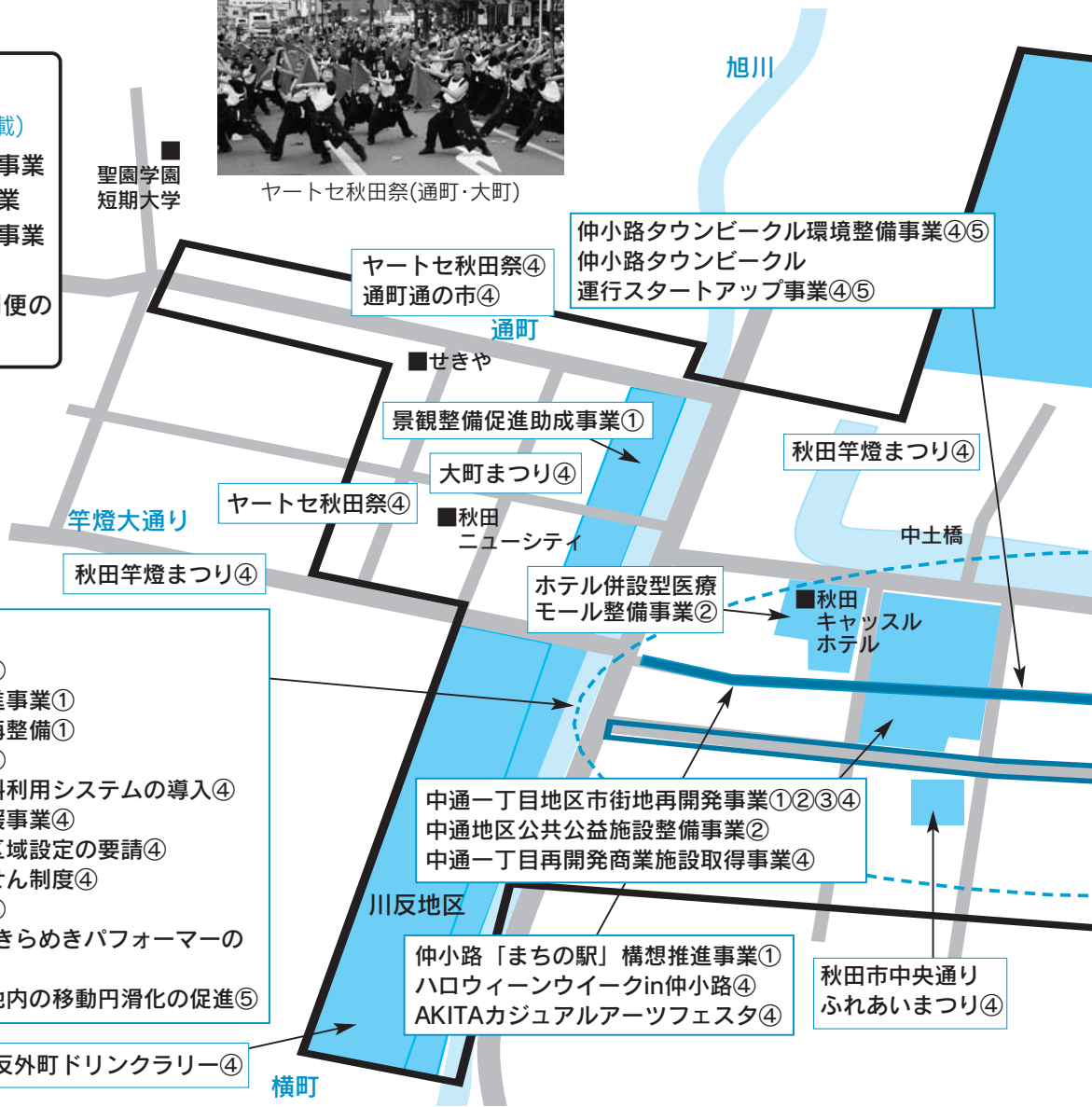
事業の分類

(各事業名の末尾に番号を記載)

- ①市街地の整備改善のための事業
- ②都市福利施設を整備する事業
- ③街なか居住の推進のための事業
- ④商業の活性化のための事業
- ⑤公共交通機関の利用者の利便の増進をはかるための事業



ヤートセ秋田祭(通町・大町)



--- 線で囲まれた部分

- 秋田杉街並みづくり推進事業①
- 低未利用地の土地利用転換促進事業①
- 秋田駅周辺におけるサインの再整備①
- 中心市街地への公的住宅整備③
- 買物ポイントによる駐車場無料利用システムの導入④
- まちづくり市民活動育成・支援事業④
- 大規模小売店舗立地法の特例区域設定の要請④
- 中心市街地出店促進融資あっせん制度④
- 中心市街地出店促進補助制度④
- 芸術文化タウン事業(アルヴェきらめきパフォーマーの活動拡大)④
- 公共交通を活用した中心市街地内の移動円滑化の促進⑤

平成20年度のおもな取り組み

中通一丁目地区市街地再開発事業

千秋公園と一体となった街なかオアシスを開発コンセプトに、全天候型商業モール、健康スポーツ施設、広場、大規模公共駐車場、公共公益施設、居住施設などを平成24年4月のオープンをめざし整備します。

中心市街地出店促進事業(中心市街地出店促進補助制度・中心市街地出店促進融資あっせん制度)

中心市街地の空き店舗を活用して出店するかたに出店に必要な経費(改装費、宣伝広告費、設備リース料など)を補助します。また、中心市街地の区域内で、店舗の建築や空き店舗の改装などに融資が必要なかたに、他の地区よりも優遇した制度で支援します。

買物ポイントによる駐車場無料利用システムの導入事業化調査

買物金額に応じて発行される貯蓄性駐車場ポイントにより、中心市街地にある、より

多くの駐車場を無料で利用できるよう、駐車場ポイントカードの導入に向けた事業化調査を行っています。



仲小路タウンビークル運行事業化調査

秋田駅大屋根下から再開発後の中通一丁目地区までの区間を中心とした、中心市街地内の人の移動をより円滑にするための交通手段について調査・検討を行います。

※タウンビークル：限られた区域内で乗り降り自由な、街なかの回遊をサポートする乗り物。



たくさんの人が集まる街をめざして